

斑鳩東小学校いじめ防止基本方針

斑鳩町立斑鳩東小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人間の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このように、いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、いじめは、どの児童にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得ることであり、どの児童も、被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、全教職員が、いじめに対する正しい認識を持ち、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。

全教職員自らが、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、すべての児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

また、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない土壌づくり」を目指す。

そこで本校は、ここに、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第13条の規定及び斑鳩町・国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止、早期発見及び対応のための基本的方針を策定した。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校、家庭、地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行う必要がある。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う必要がある。また、いじめの認知は、特定の教職員のみで行うことなく、「いじめ問題対策委員会」で協議して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」より

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめの加害児童等・被害児童等は入れ替わることが起こり得るものである。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- いじめは加害児童が冗談やからかい等、その気がなくても、当該児童が心身の苦痛を感じたら、いじめとする。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。
- 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷等の行為は犯罪である。

(3) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
〈脅迫、名誉毀損、侮辱〉
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。 〈侮辱〉
- ③ わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
〈暴行、傷害〉
- ④ 金品をたかられる〈恐喝〉
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
〈窃盗、器物破損〉
- ⑥ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
〈強要、強制猥褻〉
- ⑦ インターネット掲示板、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
〈名誉毀損、侮辱〉

2 いじめを許さない学校づくり

(1) いじめの防止等のための組織「いじめ問題対策委員会」の設置〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる「いじめ問題対策委員会」を設置する。

組織： 校長・教頭・生徒指導主任・人権教育主任・学年主任・養護教諭
関係児童の在籍する学級担任

(2) いじめ防止等に係る年間計画の作成【年間計画・別紙1】

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

3 いじめの問題への取組 【いじめ防止等のための組織・別紙2】

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの児童が被害者はもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取組む。

- お互いを思いやる集団づくりに学校全体で取り組む。
- いじめを決して許さない学級経営の充実を図る。
- 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の学力の定着を図るとともに、行事・特別活動を通じて自己肯定感を育てる。
- 教育活動全体を通じて、道徳教育の充実に努める。
- 保護者・地域との連携を図る。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。

一日頃から児童との信頼関係の構築に努め、児童の小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

- 登下校・休み時間・掃除時間等、教師の目に付きにくい場所での児童の様子を把握する。
- 年2回のアンケート調査、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- 保護者からの相談、地域からの情報を収集する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

(ア)いじめの事実の有無を確認する。

- いじめがあったと認知した場合、組織で指導・支援体制を組む。
- いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- 必要に応じて、いじめを受けた児童が安心して教育を受けることができるように配慮する。

(4) 再発防止いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

(イ)見守りの継続、声かけ、指導の継続を行う。

4 重大事態への対応

児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により、早急に調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事態によっては、町及び町教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても、本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。